

契約解除の場合

契約解除は、これまで契約を履行しない債務者に対する制裁と考えられてきた。履行不能による解除に「債務者の責めに帰すべき事由」をその要件にしていたのはこのためだ(旧民法第43条)。明文はなかつたが、履行遅滞や定期行為の解除の場合も、債務者の帰責事由が要ると解されていた。

この考え方に対しては、契約解除は、本来、履行が得られない債権者を契約の拘束から解放するための制度だとの批判が起き、裁判実務でも、帰責事由のことは問題にされなくなりつつあった。これを受けて、今回の改正民法(2020年4月1日施行)では、解除について、債務者の帰責事由をその要件から外した。

併せて、契約解除につき、

①相当の期間を定めてその履行を催告する催告解除を原則とし、②催告期間が経過したときにおける債務の不履行

きない—などルールの整備が行われている。

損害賠償の場合

債務不履行による損害賠償についても、債務者が損害賠

た。

そこで、この関係を改め、債務者の責任は、契約の拘束が生じているのに、それを破つたことにあるとの考え方

に立ち、損害賠償について、「債務者がその本旨に従つた履行をしないときは、債務者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる」とその原則を規定した。

他方、

但し書を設け、「その債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは解除を認めない」(③債務の不履行が債務者に帰責事由があるときは契約解除が

損害賠償額の予定は、裁判所もその額の増減ができるなかで、違約金などの予見することができたとなつたことから、違約金などの予見することができたとされた。価値になるとされた。

かくして、売買契約の瑕疵をなくしている。

過失責任主義は、「故意・過失がなければ責任もない」とすることで、行動の自由を保障する原理であったから、契約の拘束が働く契約関係に責任主義だけで判断していくといいといわれるようになってい

た。そこで、この関係を改め、債務者の責任は、契約の拘束が生じているのに、それを破つたことにあるとの考え方

に立ち、損害賠償について、「債務者がその本旨に従つた履行をしないときは、債務者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる」とその原則を規定した。

他方、但し書を設け、「そ

の債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは解除を認めない」(③債務の不履行が債務者に帰責事由があるときは契約解除が

損害賠償額の予定は、裁判所もその額の増減ができるなかで、違約金などの予見することができたとされた。価値になるとされた。

かくして、売買契約の瑕疵をなくしている。

担保責任が廃止され契約責任のなかで処理されることになつたのも、特定物取引といつた捉え方を変えたからであ

り、民法改正は、「こうした考

え方の変化を押さえておくと、改正の趣旨がよく理解できる。

(弁護士・浦田益之)

匠プラザ21 経営法務大学

債務不履行と帰責事由について